

計 画 年 度
平成23年度～平成32年度

獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画

平成23年11月

熊 本 県

目 次

ページ

はじめに	1
第1 計画策定の趣旨及び基本的な方針	2
1 これまでの獣医療を提供する体制整備のための動き	
2 獣医療を取り巻く情勢の変化	
3 獣医療提供の現状と課題	
4 獣医療提供体制整備のための熊本県計画（第3次）の基本方針	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	6
第3 産業動物分野及び公務員分野における獣医師の確保に関する目標	7
1 産業動物分野における診療獣医師の確保目標	
2 公務員分野における獣医師の確保目標	
3 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策	
第4 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	10
1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第5 獣医療関連施設の機能及び業務の連携とその方針	12
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設、診療機器の効率的利用	
3 集団管理衛生技術等の推進と衛生検査機関との業務の連携	
4 獣医療情報の提供ネットワークの整備	
5 診療効率の低い地域、獣医療の提供が不足する地域に対する獣医療の提供	
第6 より質の高い獣医療の確保と技術の向上	14
1 産業動物分野	
2 公務員分野	
3 小動物分野	
4 生涯研修・教育	
第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	16
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	

はじめに

平成22年8月、農林水産大臣は、獣医療法(平成4年法律第48号)(以下、獣医療法という。)第10条の規定に基づき、新しい「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」を示し、この中で、獣医師に対する広範な社会的ニーズに応えるため、獣医療の適切な量の確保と質の向上を推進していくことを示しました。

これを受けて熊本県では、社団法人熊本県獣医師会(以下、「獣医師会」という。)関係団体、関係各課等をメンバーとする獣医療体制整備協議会等による検討を経て、新たな「獣医療を提供する体制の整備を図るための熊本県計画」を策定しました。

この計画に基づき、産業動物獣医師の減少、家畜伝染病の発生、多様かつ高度な獣医療提供の要請等、獣医療を取り巻く情勢が変化する中であって、より質の高い獣医療を的確かつ効率的に提供する体制を整え、ひいては畜産業の発展、動物の健康増進、公衆衛生の向上を図っていきたいと考えています。

第1 計画策定の趣旨及び基本的な方針

獣医療が社会に果たす役割には、動物の診療はもとより、畜産業の振興、公衆衛生の向上、野生動物の保護など非常に幅広いものがあり、それぞれの分野において大きな成果を上げてきました。

特に、本県における農業の基幹部門である畜産業が、わが国有数の畜産県として発展してきた要因の一つとしては、豊富な草資源など恵まれた立地条件と相まって、適切な獣医療の提供体制があったことは言を俟たないところです。

また、犬や猫、小鳥等の一般家庭で飼育されている小動物は、単にペットとしてだけでなく、人生の伴侶動物としてその位置づけは向上しており、それらに対する適切な獣医療の提供は、飼い主のみならず社会全体に対してゆとりと潤いをもたらしてきたと言えます。

今後さらに多様化する社会の要請に応えるためには、継続した獣医療の提供体制を整備する必要性が高まっていると言えます。

1 これまでの獣医療を提供する体制整備のための動き

このような状況の中、本県は、国が示す「**獣医療を提供するための体制の整備を図る基本方針***¹」に基づき、10年ごとに「**獣医療を提供するための体制の整備を図る熊本県計画***²」を策定し、問題点の解消や獣医療体制の整備に一定の成果を上げてきました。

また、直接獣医療の提供に携わる個人開業獣医師、農業共済組合、関係団体等の尽力により、獣医療の需要に対する提供体制も維持されてきました。

しかしながら、近年の社会情勢の変化に伴い、獣医療を取り巻く状況にも変化がみられ、新たな対応が必要となってきているところです。

*1：獣医療を提供するための体制の整備を図る基本方針

獣医療法第10条の規定により、農林水産大臣は、獣医療の提供に関する基本的な方向、診療施設の整備及び獣医師の確保に関する目標の設定に関する事項等を定める。

*2：獣医療を提供するための体制の整備を図る熊本県計画

獣医療法第11条の規定により、都道府県は、国が示した基本方針に即して、「獣医療を提供するための体制の整備を図る計画」を定めることができるとされている。

本県は、第1期県計画（平成4年策定～平成12年目標）においては、産業動物獣医師の確保や地域獣医療の整備について総合的な計画を策定。また、第2期県計画（平成14年策定～平成22年目標）においては、疫学を基礎とした防疫体制への対応能力を有する獣医師の養成や組織的な防疫体制の確立に向けた取組みの強化を図った。

2 獣医療を取り巻く情勢の変化

(1) 産業動物における獣医療と、食料の安全性・安定供給に対する獣医師の役割

産業動物分野においては、飼養規模の拡大、集約化などの家畜飼養形態の変化に伴う慢性疾病の顕在化や複合感染に代表される家畜疾病の複雑化・多様化、あるいは個体の生産能力の過剰な追求による、いわゆる生産病の増加等が問題となっています。

これらに対する獣医療の提供は、生産性の向上を阻害する要因の排除に大きな役割を担っています。

また、近年における高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の**悪性家畜伝染病の発生*3**をきっかけとして構築された家畜衛生分野における危機管理体制は、平成22年4月からの口蹄疫の発生により、その再点検・強化が急務となっています。

一方、平成13年に国内において牛海綿状脳症（BSE）が確認されたことを契機に、安全な食料供給に対して県民の大きな関心が注がれるようになり、獣医師の活動分野は、生産現場から消費者の食卓まで及ぶことが社会に認知されるようになりました。

さらに、病原微生物や有害物質等による畜産物のリスク低減を図るための、農場段階で危害分析重要管理点（**HACCP*4**）方式の導入や、酪農や肉用牛経営における飼養規模拡大に適応した群単位での集団管理衛生技術の提供等、より幅広い獣医療の提供が求められており、獣医師の果たすべき役割は一層高まっています。

***3：近年の主な悪性家畜伝染病発生状況**（上段：発生件数 下段：発生頭羽数(頭・千羽)）

発生年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
口蹄疫	4										292
	740										211,608
HPAI					4	39		4		7	24
					274	2,698		170		1,600	1,850
BSE		3	2	4	5	7	10	3	1	1	
		3	2	4	5	7	10	3	1	1	

***4：HACCP**

Hazard Analysis and Critical Control Pointの略。食品を製造する際に工程上の危害を起こす要因（ハザード）を分析し、それを最も効率よく管理できる部分（必須管理点）を連続的に管理して安全を確保する管理手法。従来の抜き取り検査のみの管理では成し得なかった食品の安全性が、高いレベルで効率よく確保され、このことを記録から証明することができる。

(2) 高度な獣医療提供への社会的ニーズの高まり

犬や猫、小鳥等の一般家庭で飼育されている小動物は、家族の一員、生活の伴侶として広く県民に浸透しており、飼養頭数は増加傾向にあるとともに、屋内飼育など生活環境も変化し、飼育動物の寿命が延び、罹患する疾病も複雑になっています。また、人獣共通感染症対策の観点から、高度かつ広範囲な獣医療技術の提供、保健衛生指導に対する飼い主の需要が高まってきています。

同様に、産業動物の獣医療の現場においても、経営の安定や生産性の更なる向上を図るため、最新の診断技術や治療方法の積極的な導入が強く求められています。

3 獣医療提供の現状と課題

本県における産業動物の獣医療は、従来から個人開業獣医師が主体となり、それを農業団体獣医師等が補完するという体制で提供されてきました。近年、診療獣医師の高齢化が進むとともに、獣医師の新規参入の低迷、農業団体における診療部門の縮小や撤退などの理由により、県内の一部地域においては、既に獣医療の提供に著しい不足が生じ、十分な獣医療の提供が困難な状況となって来ています。これらのことは、公務員分野においても同様の状況にあり、家畜伝染病発生時に最前線で防疫措置を実施する**家畜防疫員**^{*5}や公衆衛生行政等に携わる獣医師職員の慢性的不足が指摘されています。

一方、「**熊本県食料・農業・農村計画**^{*6}」及び「**酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための熊本県計画**^{*7}」においては、今後10年間で、乳用牛の生乳生産量や豚、鶏の飼養羽数については現状維持、肉用牛については約6.5%の増頭を見込んでいます。今後とも獣医療へのニーズを把握しながら、獣医療の不足あるいは不均衡が見込まれる分野において獣医師の養成・確保対策をより一層の強化し、獣医療の提供体制を整えることが不可欠となっています。

***5：家畜防疫員**

家畜伝染病予防法第53条に基づき、都道府県知事が、当該都道府県の職員で獣医師であるものの中から任命する。都道府県知事は、獣医師を当該都道府県の職員として採用することにより、必要となる員数の家畜防疫員を確保するよう努めなければならないとされている。

***6：熊本県食料・農業・農村計画**

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、平成22年3月、国が新たに食料・農業・農村基本計画を策定した。平成32年度までに食料自給率を50%に引き上げることや、戸別所得補償制度の導入、農業、農村の6次産業化など新しい施策の方向性を示した。これを受け、平成23年3月、熊本県食料・農業・農村計画が策定された。

***7：酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための熊本県計画**

「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づき策定された「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に即して、県が23年7月に策定した。豊かな草資源などの地域資源を生かした持続可能な酪農及び肉用牛生産を図るための施策が盛り込まれている。

4 獣医療提供体制整備のための熊本県計画（第3次）の基本方針

これまで述べた状況を踏まえ、以下の点に留意しながら、良質かつ適切な獣医療を効率的に提供する体制の整備を図っていくこととします。

なお、本計画の期間は、平成23年から32年までの10年間とし、適宜、進捗状況を踏まえた見直しを行っていきます。

（1）産業動物分野及び公務員分野における獣医療提供体制の確保

畜産業の振興を図るなか、産業動物獣医師が不足する傾向にあります。また、家畜伝染病に対する防疫対応や危機管理体制の整備及び食品の安全確保の根幹を担う家畜衛生及び公衆衛生に携わる公務員獣医師の慢性的な不足が指摘されているところ
です。

このため、産業動物獣医師、公務員獣医師の育成・確保を喫緊の課題とし、両分野における獣医療の提供体制の充実並びに確保を図ることとします。

（2）診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携

家畜保健衛生所も含めた診療施設の整備並びに獣医療関連施設の相互の機能及び業務の連携を図ることにより、迅速かつ効率的な獣医療の提供による産業動物分野における人的不足の補完につなげます。また、病性鑑定機能の充実、家畜伝染病の大規模発生に備える危機管理体制の再点検・強化を推進します。

（3）より質の高い獣医療の確保と技術の向上

小動物分野、産業動物分野等の獣医療の現場において、獣医師による高度かつ多様な診療技術の提供を求める社会的ニーズが高まっているなか、このような要請に応えるために、他分野専門職との連携を図るとともに、技術の研鑽、習得、職業倫理の高揚に努め、より質の高い獣医療の確保と技術の向上を図ります。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

本県における獣医療を提供する体制の整備が必要な地域は、家畜保健衛生所の所管区分ごとに検討することとし、いずれの地域においても、診療施設の整備及び獣医師の確保を進める必要があることから、県下全地域を指定します。

その中でも特に、産業動物分野における獣医療の提供体制の整備が急務となる無獣医師地域、又は、将来的に無獣医師地域になることが懸念されている地域として、城南地域の水俣市、芦北町、津奈木町、あるいは天草地域の上天草市等が挙げられます。

表1 指定地域、地区及び市町村名

地域	市町村
中央	熊本市 宇土市、宇城市、美里町 御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町 八代市、氷川町
城北	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町 山鹿市 菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村
城南	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村 山江村、球磨村、あさぎり町 水俣市、芦北町、津奈木町
天草	上天草市、天草市、苓北町
合計	14市、23町、8村

第3 産業動物分野及び公務員分野における獣医師の確保に関する目標

1 産業動物分野における診療獣医師の確保目標

産業動物分野における平成32年度の診療獣医師の確保目標は、表2のとおりとします。

平成22年12月現在、産業動物診療に従事する獣医師は128名です。平成32年度における確保目標人数を133名とし、退職、廃業を考慮すると、平成32年までに新たに確保すべき獣医師数は、40名となります。

また、予防接種業務を行う**自衛防疫**^{*8}の体制維持のためには、別に2名の獣医師の確保が必要となります。

表2 産業動物分野における診療獣医師の確保に関する目標 (単位：人)

地域	現在		平成32年度		平成32年度までに	
	(平成22年12月現在)		確保目標		確保すべき獣医師数	
	診療・勤務	自衛のみ	診療・勤務	自衛のみ	診療・勤務	自衛のみ
中央	28	6	30	6	12	0
城北	48	15	48	15	16	2
阿蘇	18	2	19	0	1	0
城南	28	7	31	5	9	0
天草	6	1	5	1	2	0
合計	128	31	133	27	40	2

※「診療・勤務」とは、産業動物診療に携わる獣医師の数。

※「自衛のみ」とは、自衛防疫における予防接種のみを行う獣医師。小動物分野の獣医師も含まれる。

※退職、廃業については、勤務獣医師は60歳、個人開業獣医師は74歳まで業務を継続するものと仮定し、退職・廃業の意図のあるものを加味して算出した。

※平成32年度における確保目標は、地域における家畜飼養頭数、年間診療可能頭数、退職・廃業状況等を勘案して算出した。

*8：自衛防疫

家畜の伝染性疾病の発生予防のためには、家畜飼養者自ら日常の衛生管理の徹底が基本であり、これに加えて予防接種、検査等を的確に実施していくことが必要である。熊本県畜産協会は、予防接種等を行う自衛防疫事業を実施している。国、県、市町村及び関係団体は、自衛防疫の指導、推進を図ることとされている

2 公務員分野における獣医師の確保目標

公務員獣医師については、現在、熊本県農林水産部に 63 名、健康福祉部に 75 名、熊本市に 39 名が勤務していますが、平成 32 年度までに合計 88 名と大量の退職者が見込まれています。今後とも悪性家畜伝染病等に対する防疫体制や食の安全の確保に支障を来さないよう、職員の計画的な確保及び配置に努めることが必要です。

表 3 公務員分野における獣医師

(単位：人)

所属		現在(平成 22 年 12 月)	平成 32 年度までの退職予定者数
熊本県※	農林水産部	63	34
	健康福祉部	75	35
熊本市		39	19
合計		177	88

※獣医師数及び退職予定者数には、再任用、非常勤採用を含む。

家畜防疫員から見た公務員獣医師

近年、家畜伝染病の大規模発生に伴い、最前線で防疫措置を行う家畜防疫員の不足がクローズアップされている。防疫措置に必要な家畜防疫員数は、県が整備している悪性家畜伝染病防疫対策マニュアル(*13 で解説)で試算されているが、大規模農場での発生や複数農場での発生に対しては、現状の家畜防疫員では対応に限界があり、適切かつ継続的な人員の確保が重要である。

本県においては、農林水産部で家畜保健衛生所を中心に獣医師職員 56 名、健康福祉部の一部獣医師職員 5 名が、家畜防疫員として任命されている(平成 23 年 4 月現在)。

農林水産省は、全都道府県家畜防疫員のうち、即時、他県へ応援可能な家畜防疫員約 170 名のリストを作成し、万一の家畜伝染病の大発生時に備えている。

3 産業動物獣医師及び公務員獣医師の確保対策

(1) 産業動物・公務員分野の業務への理解醸成と就業誘導

平成 22 年度の獣医系大学卒業生の就職状況調査によると、約 43.7%の卒業生が小動物診療分野を選択しており、獣医師の活動分野に職域偏在があることが、産業動物獣医師、公務員獣医師の不足をきたす結果をもたらしています。

これらの要因の一つとしては、獣医系大学における産業動物診療や公務員分野における獣医師の役割等についての講義や実習が少なく、学生が大学教育を通じてこれらの分野の意義や魅力について知る機会が少ないことが挙げられます。

一方、獣医系大学生を対象に実施したアンケートによると、産業動物分野へ興味を持ったきっかけの多くは、大学での講義や野外研修との調査結果があります。

このことから、本県が行う**インターンシップ*9**を引き続き実施し、学生を積極的に受け入れ、産業動物臨床実習や公務員の職場体験を通じて、それらの職域業務の理解醸成と就業誘導を図ります。

特に公務員分野においては、人事部局等と連携を深めながら、獣医系大学訪問によるリクルート活動を行い、職員採用に係る情報提供、公務員獣医師の業務の紹介等を積極的に実施するとともに、採用試験の複数回実施、受験年齢の緩和等、公務員獣医師の計画的確保を推進します。更には、県や獣医師会等が中心となり、ホームページや学校訪問等を活用しながら、中学、高校生の段階から積極的に業務内容や修学資金等に関する情報提供を図り、特に県内出身者の獣医系大学への進学を誘導します。

(2) 人材情報の共有と再就職支援

離職・休職中の獣医師のほか、卒業後の就業分野からの転職を検討している獣医師のうちで、産業動物分野、公務員分野への就業を希望している者について、人材情報を県、関係団体、個人開業診療施設等との間で共有するとともに、復職研修の実施や参加の促進、情報の提供を行いながら産業動物分野、公務員分野への誘導を図ります。

特に、公務員分野においては、定年退職者や離職した女性獣医師の活用について検討していくことが重要であり、これら獣医師が再就職しやすい勤務体系や職場環境の整備を進め就職支援体制の強化を図ります。

(3) 労働をめぐる環境の改善

今後、さらに増加することが予測される**女性獣医師*10**に配慮した職場環境の整備について、ハード・ソフトの両面から計画的に行います。

***9：インターンシップ**

獣医学生が、一定期間、家畜保健衛生所や家畜診療所等において研修し、自分の将来関連ある就業体験を行える制度。学校によっては、単位が認定される。

本県では、22年度に2名の学生を受け入れるとともに、県独自のインターンシップを事業化し、23年度から年間約5名の学生を受け入れることとしている。

なお、国内では家畜衛生対策推進協議会が、年間約100名の学生を都道府県で研修させる制度を事業として実施している。

***10：女性獣医師**

平成22年度獣医系大学就職状況調査によると、卒業者の約46%が女性獣医師であり、就職先の分野別でも、女性獣医師が、小動物分野の48%、公務員分野の49%、産業動物分野の42%を女性が占めている。

熊本県の獣医師全体における分野別の現状は、小動物分野の21%、公務員獣医師の25%、産業動物分野の10%が女性獣医師である（平成22年12月現在）。

第4 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

本県において整備の目標を定める診療施設は、産業動物分野及び公務員分野における診療施設とします。

1 診療施設及び主要な診療機器の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設は、全体で130箇所です。

個人開業施設がその約54%で、地域における獣医療提供の主要な部分を占めています。

一方、農業共済組合、酪農業協同組合連合会等の診療施設においては、県下で広域にわたり組織的な診療活動を展開するとともに、診療効率の低い地域においても往診を行うなど、獣医療を提供する体制の維持に大変重要な役割を担っています。

表4 産業動物診療施設の開設主体別内訳

地域	診療施設数	開設主体別内訳					
		県	市町村	農業共済組合	農業協同組合	法人等団体	個人開設
中央	27	1	0	1	3	8	14
城北	47	3	0	1	3	22	18
阿蘇	26	2	0	1	2	4	17
城南	20	1	0	0	0	5	14
天草	10	1	0	0	1	1	7
県合計	130	8	0	3	9	40	70

※獣医療法第3条の届け出（平成22年12月31日現在）による。

※診療施設には、獣医療法第7条に規定される「往診診療者等」を含む。

(2) 診療機器

家畜保健衛生所においては、血清成分分析装置等の検体成分分析装置、超音波診断装置等の生体画像診断器、PCR装置等の免疫・DNA診断装置、その他病性鑑定に使用する各種機器等を整備しています。

農業共済組合や団体、一部個人の診療施設においては、血清成分分析装置、超音波診断装置等の臨床現場に直結した使用頻度の高い機器を設置していますが、設置率は高くありません。

2 診療施設の整備に関する目標

家畜保健衛生所は、地域における家畜保健衛生の中核機関として、また家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点としての役割を担うため、各家畜保健衛生所の管轄区域ごとに、より一層設備、機能の充実・強化を図る必要があります。

また、団体、個人の診療施設においても、過剰な投資にならない範囲で整備を推進していくことが望まれます。

(1) 家畜保健衛生所

診療獣医師や生産者からの要望が多い病性鑑定機能の充実・強化や衛生管理技術の提供等の課題に対処するために、計画的な診療機器の配備を図ります。

特に、今般のような悪性家畜伝染病の発生に伴う防疫措置においては、迅速な初動防疫体制が特に重要であることから、その体制の充実を図るため、各家畜保健衛生所において防疫資材の備蓄倉庫の設置を行うとともに、地域や県下全域の家畜飼養状況や防疫体制等の実情を考慮しながら、防疫用機器の配備、資材の備蓄を計画的に行うこととします。

家畜保健衛生所の施設については、いずれも昭和40～50年代の建造で老朽化していることから、今後、家畜疾病診断の高度化、迅速化、バイオセキュリティ確保に十分対応できるよう、整備計画の策定に着手します。

(2) 農業共済組合、農業協同組合等の診療施設

血液成分分析装置、細菌培養装置、超音波診断装置等、迅速、効率的な診断に欠かせない機器類については、今後とも積極的な整備を助言・支援します。整備に当たっては、**獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画**^{*11}（以下「診療施設整備計画」という。）に基づく長期低金利の融資制度の積極的な活用を支援します。

(3) 個人開業診療施設

当面、家畜保健衛生所等の施設、機材の利用をさらに推進するとともに、併せて民間検査機関の利用も検討しながら、質の高い獣医療の提供を助言・支援します。

必要な施設、機器の整備については、診療施設整備計画に基づく長期低金利の融資制度の積極的な活用を支援します。

*11：獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画

都道府県が定めた計画に基づき診療施設の整備を図ろうとする者は、診療施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該診療施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。また、認定を受けた者は、同法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資を活用することができる。

第5 獣医療関連施設の機能及び業務の連携とその方針

獣医療関連施設については、相互の役割を明確化するとともに、個々の施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進し、地域においてより効率的かつ有効な獣医療の提供を図るものとします。

1 組織的な家畜防疫体制の確立

(1) 家畜保健衛生所は、地域における家畜伝染病発生時の防疫活動の拠点として、その中心的役割を担うとともに、より迅速かつ的確な防疫措置が実施できるように、畜産課と連携しながら、防疫体制の確立を図ります。県庁内はもとより、畜産関係機関、生産者、建設業協会等との連携・協力体制を構築し、組織的な家畜防疫体制を確立・強化します。

また、獣医師会との連携のもと、農業共済組合獣医師、民間獣医師等からの家畜防疫活動への協力支援体制の確立を図ります。

(2) 「**熊本県家畜伝染病防疫対策要綱**^{*12}」に基づく、県庁内における防疫態勢の再点検を行うとともに、各種**悪性家畜伝染病防疫対策マニュアル**^{*13}の改訂を進め、関係部局への周知、連携・協力体制の徹底を図ります。平常時より、家畜伝染病発生時の殺処分、焼却、埋却処分の準備を進めるとともに、連携・協力する機関・組織の参加の下、定期的に防疫演習を実施し、万一の発生の際における的確かつ迅速な初動防疫に備えます。

(3) 国内外における家畜伝染病の発生状況、防疫対策については、関係団体、生産者等に対して迅速に情報提供を行い、家畜伝染病の発生予防、まん延防止に対する意識の啓発を行います。

*12：熊本県家畜伝染病防疫対策要綱

高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の悪性伝染病の発生時、本県における防疫態勢を規定している。悪性家畜伝染病が県内で発生した場合、知事が防疫対策本部長となるレベル3の態勢をとり、関係部局協力の下、まん延防止を図る。

*13：悪性家畜伝染病防疫対策マニュアル

本県においては、悪性家畜伝染病の万一の発生に備え、防疫対策の詳細を規定したマニュアルを整備している。マニュアルは、実際の発生事例の検証や国が示す特定家畜疾病防疫指針の改訂等に伴い、随時見直しを図っている。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚コレラ、牛海綿状脳症に対する防疫対策マニュアルがある。

2 診療施設、診療機器の効率的利用

診療の迅速化・的確化を推進する上では、診療施設・診療機器の高度化を図ることが重要ですが、それらの機器を個々の診療施設が整備することにより過剰な設備投資にならないよう、効率的利用を進めます。

- (1) 家畜保健衛生所の診療機器、農業共済組合の診療施設等については、民間獣医師も含め、相互間での連携・協力の下で利用できる体制を整備します。
- (2) 家畜保健衛生所の施設整備、機能の充実を計画的に行いながら、病性鑑定や診断、検査を効率化、迅速化することで、当面の産業動物分野の獣医師の人的不足の補完につなげます。

3 集団管理衛生技術等の推進と衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大・集約化等に伴い従来の個体診療に加え、農場単位での集団管理衛生技術へのニーズがさらに高まるものと思われます。

- (1) 集団管理衛生技術の提供、さらには農場段階への HACCP の導入、推進を図ります。
- (2) 技術の導入に当たって必要となる環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術については、家畜保健衛生所や民間検査機関等との業務の連携を図りながら積極的に活用します。

4 獣医療情報の提供ネットワークの整備

- (1) 家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、診療施設、関係団体等の獣医療関連機関の相互の情報交換、情報共有のためのネットワークの整備を図ります。
- (2) ネットワークの中で、研修会・講習会の開催、症例報告、人材情報等を提供するとともに、家畜保健衛生所が行うサーベイランス成績、予察検査の成績並びに抗体検査、生化学検査等の衛生検査成績、食肉衛生検査所が行うと畜検査成績等を共有することにより、診療や保健衛生指導に活用します。

5 診療効率の低い地域、獣医療の提供が不足する地域に対する獣医療の提供

- (1) これらの地域における獣医療の提供については、近隣の診療施設による獣医療の提供や、診療施設の効率的な配置について、農業共済組合等が中心となり、関係団体、地元自治体等との連携、協力を図りながら体制整備の促進を支援します。
- (2) 慢性疾病や生産病、繁殖障害等の発生を抑えるため、家畜保健衛生所等による重点的な飼養衛生管理指導や繁殖検診等、あるいは農業共済組合による損耗防止事業の実施により、効率的な診療体制の整備を図ります。

第6 より質の高い獣医療の確保と技術の向上

獣医療を提供する獣医師は、技術の習得はもとより、専門職職業倫理の向上を図りながら技術の向上に努め、より質の高い獣医療を確保する等、社会の要請に応じていかなければなりません。いずれの分野においても、更に高度な獣医学的知識、動物の愛護や福祉、適正な飼養に関する知識、語学力、自己表現力やコミュニケーション能力等を兼ね備えた獣医師を養成するための措置を充実させるように努めます。

また、各分野における獣医師の連携や交流、情報交換等による関係の強化により、相互の業務の理解を促進し、幅広い経験と見識を持った獣医師の育成を図ります。

1 産業動物分野

- (1) 獣医師会、農業共済組合、県等は、産業動物の診療分野に新たに就業する獣医師を対象に、臨床現場における実践的な診療技術や、獣医療に関する法令遵守、食品の安全確保における獣医師が担う役割等について、研修会、講習会等の開催に一層努めるとともに、開催状況について情報の提供、参加の促進を図り、技術や知識の習得に努めます。
- (2) 獣医師会や県は、今後、要請が見込まれる集団衛生管理技術、HACCP 方式を活用した飼養衛生管理、経営指導等に精通した、いわゆる**管理獣医師***¹⁴の養成に関する専門性の高い卒業研修への参加の促進を図ります。

2 公務員分野

- (1) 県は、国等が開催する家畜衛生分野、公衆衛生分野、動物愛護・福祉分野に関する講習会のほか、より専門的な病性鑑定、試験研究、集団衛生管理技術、農場 HACCP 等の最新の獣医療技術等の研修についても獣医師の参加を進めます。また、得られた知識や技術については、伝達講習会等により、関係者、生産者、消費者等への普及・啓発に努めます。
- (2) 職員自らが企画し、研修する自主企画研修制度を充実させ、職員の自己啓発を積極的に推進し、幅広い技術や見識を持つ人材の育成を図ります。
- (3) 悪性家畜伝染病の発生に備え、県及び市町村、関係団体、民間獣医師等も含めた防疫体制を確立するため、技術研修会や防疫演習等の実施により関係者の訓練と意識の統一を図ります。

*14：管理獣医師

養豚経営等、飼養規模の拡大に伴い、従来の個体診療のみではなく、農場全体を一つの群と考え、総合的な診療・治療はもとより、衛生指導、飼養管理指導、経営指導等に関しアドバイスを行う獣医師。酪農経営等、他の畜種においても注目されている。

また、インフルエンザや狂犬病、牛海綿状脳症に代表される人獣共通感染症の防疫・衛生対策についても広く正確な情報を提供します。

(4) 県は、農林水産部、健康福祉部の獣医師職員の計画的な人事交流を引き続き行うことにより、家畜防疫から食品衛生に至る幅広い技術と見識を持った職員の育成を図ります。

(5) 病性鑑定、調査・試験研究等で得られたデータや成果等については、積極的に業績発表会や学会等において発表するとともに、論文投稿を行うなど、学術分野への参画を促します。

また、獣医系大学、国公立試験研究機関、独立行政法人、民間研究機関等との共同試験・研究や技術開発の成果の普及に関する研修の充実を図ります。

3 小動物分野

(1) 獣医師会等は、新たに小動物診療に就業する獣医師を対象に、実践的な診療技術習得のための研修、講習会を充実させるとともに、実務上求められる職業倫理や動物福祉、法令遵守の重要性を認識させる取組を行います。

(2) 獣医師会等が中心となり、より高度かつ最新の獣医療に関する知識と技術を習得させるための研修を充実させるとともに、専門医制度や動物看護職等との連携を図った**チーム獣医療**^{*15}の体制整備、輪番制による夜間・休日診療に取り組む診療体制の充実に向け検討し、活動を強化します。

(3) 獣医師会が中心となり、増加傾向にある小動物獣医療に関するトラブル等に対する監視指導を効果的に実施するため、**インフォームドコンセント**^{*16}の徹底や小動物獣医療に係る相談窓口を明確にします。

4 生涯研修・教育

獣医師会及び県は、診療に携わる獣医師が、最新の獣医療技術や諸外国を含めた家畜伝染病、人獣共通感染症等に関する知識・技術を取り入れながら、社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催並びに参加を促進するとともに、関連する情報の提供に努めます。

*15：チーム獣医療

獣医療提供の業務を獣医師と動物看護職等、他の獣医療従事者が連携して実施しようとする考え。日本獣医師会は、動物看護職の高位平準化と公的資格制度の創設に向け、平成23年2月声明文を採択した。

*16：インフォームドコンセント

医療行為や治験などの対象者（患者や被験者）が、治療や臨床試験・治験の内容についてよく説明を受け理解した上で方針に合意する（拒否も含む）という概念。

第7 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

- (1) 県は、社会的な獣医療への多様なニーズを十分に把握し、適切な獣医療の提供体制の整備に努めます。
- (2) 獣医師のコンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚、食品のリスク管理等の社会的要請を踏まえ、獣医療に対する監視指導体制の充実や相談窓口の明確化を図ります。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野、公務員分野

県は、獣医師会、熊本県畜産協会と連携しながら、ワクチン接種等による自衛防疫活動の推進及び強化、家畜伝染病に関する情報や**飼養衛生管理基準**^{*17}の遵守について指導の徹底を図ります。

また、食品の安全確保に関し、生産段階における義務と責任の認識、衛生管理の充実、動物用医薬品の適正な使用等について、一層の啓発・普及に努めます。

(2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理、保健衛生の向上を図るため、飼育者に対し、小動物の健康管理や疾病に関する知識、人獣共通感染症予防に関わる情報等について普及・啓発を図ります。

また、獣医師会等が中心となり、野生動物の保護・救済等の社会貢献を推進、支援するとともに、県が策定した**熊本県動物愛護管理推進計画**^{*18}に基づき、人と動物が共生できる社会づくりを推進します。

3 広報活動の充実

獣医師会や家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等、獣医師が活躍する機関、団体等においては、ホームページや広報誌等の媒体を通じ、獣医療が社会に果たす様々な役割や社会活動、関係する情報等を提供することにより、県民の理解の醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及等に努めます。

*17：飼養衛生管理基準

農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、所有者が遵守すべき最低限の基準として定めるとともに、当該基準の遵守を義務付けている。飼養衛生管理の徹底は、食品の安全を確保するための生産段階における取組ともなる。遵守しない飼養者には、指導、勧告、命令の行政指導が行なわれ、罰則も設けられている。

*18：熊本県動物愛護管理推進計画

平成17年6月改正された動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、国が示した「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即して策定された。動物の愛護管理に関わる様々な主体が、役割と責務を認識し人と動物が共生できる地域づくりを目的とする。